

# 記入見本 ※記入面は反対面です。

平成 年 月 日

所在地 横浜市中区尾上町5-77-2  
馬車道ウエストビル7階  
事業主名 株式会社 労働建設

代表者名 代表取締役社長 労働太郎

代表者印

講習期間に休日が含まれるため、以下(1~3)のとおり取り扱ったことを証明します。

記 (※記入に当たっては、必ず裏面の記入見本を参照してください。)

## 1. 受講明細

講習等名称	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
講習期間	平成 28年 5月 21日 (土) ~ 平成 28年 5月 23日 (月)
主催(登録教習機関等名称)	(株)〇〇教育訓練センター

## 2. 休日受講日の取扱

受講者氏名	休日受講日	I・II・IIIのいずれかを必ず選択してください。 Iの場合は振替休日を記入 II(①・②)又はIIIの場合は、選択したものに○を記入		
		I	II	III
		振替休日を付与した (参考1参照)	休日出勤扱いとし、賃金を支払った ①割増有(参考2参照) ②割増無(参考3参照) ※賃金助成無	休日扱いとし賃金の支払いがなかった(参考4参照) ※賃金助成無
厚生一郎	H28年5月21日(土)	H28年5月25日(水)		
	H28年5月22日(日)	H 年 月 日( )	○	
馬車道二郎	H28年5月21日(土)	H28年5月26日(木)		
	H28年5月22日(日)	H 年 月 日( )	○	
	H 年 月 日( )	H 年 月 日( )		
	H 年 月 日( )	H 年 月 日( )		
	H 年 月 日( )	H 年 月 日( )		
	H 年 月 日( )	H 年 月 日( )		

月給制の場合、必ず3の1時間あたり賃金を記入してください

受講者2名以上の場合は、氏名も記入

3. 割増賃金の計算基礎となる1時間あたりの賃金(月給制で、上記2のIIの①)相合)

月給(235,000円)÷月平均所定労働時間(184時間)=1,278円 1日の所定労働時間(8時間) 厚生一郎

月給(378,000円)÷月平均所定労働時間(184時間)=2,055円 1日の所定労働時間(8時間) 馬車道二郎

[記入例] 月給(30万円)÷月平均所定労働時間(176時間)=1,705円 1日の所定労働時間8時間※受講者3名以上は適宜別紙に記入

[参考] 休日に受講させた場合は賃金助成の対象となりませんが、下記の1と2の場合のみ対象となります。

賃金助成の有無	休日取扱	内容	申請書に添付する書類
1 有	振替休日を付与した	休日受講日の振替休日を与え、当該受講日は通常賃金を支払った。	・振替休日の取得が確認できる出勤簿又はタイムカード
2 有	割増賃金を支払った	休日受講日の振替休日を与えず、当該受講日は休日出勤として、休日手当等の割増賃金を支払った。	・割増賃金の支払いが確認できる賃金台帳の写し ※月給制については、割増賃金についての計算基礎となる賃金を、上記3に必ず記入してください。
3 無	割増賃金の支払いがなかった	休日受講日の振替休日を与えず、当該受講日は休日出勤として、通常の賃金のみを支払った。	なし
4 無	賃金の支払いがなかった	休日受講日について、休日扱いとし、賃金の支払いがなかった。	なし

※割増賃金計算について  
○ 法定休日(日曜日等) 通常賃金の135%以上  
○ 法定外休日(土曜日等) 1週40時間を超える労働時間は、通常賃金の125%以上  
※労基法第32・37条規定